

長野市農業委員会第6回総会議事録

- 1 日 時 令和8年7月31日(金)
開始時刻 午後3時27分 終了時刻 午後5時00分
- 2 場 所 会議室141(第一庁舎4階)
- 3 出席委員
1 番 松本 一好 2 番 新井 清一 4 番 山本 正博
5 番 岡村 勝 6 番 曾根 信一 7 番 田原 早苗
8 番 黒澤 清一 9 番 石坂 秀夫 10 番 米倉真一郎
11 番 祢津 光博 12 番 清水 貢 13 番 中澤 良浩
14 番 齊藤 弘之 15 番 戸谷 正徳 16 番 北村 守
17 番 桑原 一利 18 番 池田 昌子 19 番 瀧澤 徳治
20 番 倉石 康正 21 番 長澤めぐみ 22 番 桜井 篤
23 番 篠原 茂光 24 番 相澤 耕市 25 番 本井 治
- 4 欠席委員
3 番 高木喜久夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 小田切伸夫 主幹兼事務局長補佐 松橋 秀樹 事務局長補佐 西村 武次
事務局長補佐 宮下 匡弘 主 事 相澤 巧基 主 事 相澤慎一郎
主 事 玉井みのり 職 員 浅川 清和
農業政策課
主 事 洞野 一樹
長野県農業開発公社
参 事 町田 春夫
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画」の要請について
議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について
議案第45号 非農地決定について
報告第16号 農地法第4条の規定による届出について
報告第17号 農地法第5条の規定による届出について
報告第18号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について

北村会長代理　ただ今から、第6回総会を開催いたします。本日の総会についてであります、現在の出席人数は在任25名中24名でありまして、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますと、欠席委員は、議席番号3番 高木喜久夫委員であります。

それでは、ご挨拶を頂きたいと思います。初めに、曾根会長よりお願いいたします。

曾根会長　本日はご苦労さまです。先日の熊本地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、農業関係については、これから被害がはつきりしてくると思いますので、情勢を見守っていきたいと思います。

さて、7月11日には、長野県下の農業高校の農業クラブ研究発表の県大会が、更級農業高校で開催されまして、発表を聞く機会がありました。各校の発表者の中では、女性の発表者が多くて、本当に今の高校生は元気だなというような感じを受けました。中でも、南安曇農業高校の下水道から出る汚泥を肥料化する研究は、素晴らしい研究でありまして、肥料の登録も取れたということだそうです。循環型農業の取組で、実用化に向けた発表でありました。

また、続いて7月14日は、ご参加された方もおられますが、篠ノ井で鈴木農林水産大臣の講演会がありまして、私も講演を聞いたんですが、温暖化の話、それからりんごの話、輸出の話とありました。特に温暖化で、2050年には西日本ではりんごの栽培ができなくなるという農林水産大臣からの話がありました。これは大変な時代が来るなというようなことも予想されます。

それから、今まで総会ではなかったんですが、委員の皆さまから日頃の取組についての発表の場を、今回からちょっと持っていきたいと考えております。総会が終わった後になりますが、まず今日は、桃の最盛期でありますので、桑原委員に情勢から桃のお話、それから長澤委員からは農業関連の記事の紹介を予定しておりますので、お聞きいただきたいと思います。

いよいよ農地パトロールがスタートするわけですが、体調管理をしっかりと、熊等に遭遇しないように気を付けていただき、よろしくお願いしたいと思います。今日は一日よろしくお願いします。

北村会長代理　ありがとうございました。続いて、小田切事務局長からよろし

くお願いいたします。

小田切事務局長 委員の皆さま、お疲れさまでございます。本日は、第6回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。会長からもお話がありましたけれども、28日に発生した熊本の地震、こちらの方も改めて災害の恐ろしさと、日頃の備えの大切さを認識させられたところでございます。地震によりお亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げたいと思います。そしてまた、一日も早い復旧、復興をお祈りしたいと思います。

さて、会長からもお話がありましたが、いよいよ明日から8月ということでございます。農地利用状況調査が始まります。先週の話ですけれども、県内で熱中症が原因とみられる農作業中の死亡事故が、21日と22日、2日立て続けに発生したという記事がございました。本当に最近では、40度以上の酷暑日というのが珍しくない状況になってまいりました。厳しい暑さというよりは、危険な暑さが続いております。皆さまにおかれましては、こまめな水分補給、塩分補給、そして適宜休憩を取っていただいて、少しでも体調に異変を感じた場合には、調査を中止していただくようお願いしたいと思います。

また、熊でございますけれども、熊よけスプレーもございますが、まずは熊に遭遇しないということが一番でございます。熊の出没情報を細かくチェックしていただいたり、音の鳴るものを身に着けていただいたり、やはりやぶですとか危険だと思われるところには立ち入らないようお願いしたいと思います。農地利用状況調査でございますが、こちらは農地を守る、遊休農地を早期発見して適正な管理をしていただくという、農業委員会としては大変重要な事業でございますけれども、まずは委員の皆さまの安全、健康が第一でございます。安全という考えを最優先にさせていただきまして、無理のない程度で調査を実施していただければと思います。

さて、本日の総会でございますが、農地法関係の議案が7件、そして報告案件が3件でございます。また、議案に伴いまして、法人の農家創設が2件、聞き取りがございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

また、会長からもお話がありましたが、総会終了後に、桑原委員と長澤委員から、お話をさせていただく予定となっておりますので、お聞きいただければと思います。私からは以上でございます。

北村会長代理 ありがとうございます。それでは、議長就任であります。長野市農業委員会総会会議規則第6条に基づき、曾根会長にご就任いただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。
着座にて失礼します。次第に従い議事を進行してまいります。委員各位の皆さんのご協力をお願いいたします。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 12 番 清水貢委員、議席番号 13 番 中澤良浩委員をお願いいたします。

議事に入る前に確認します。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項では、農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができないとしております。別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。このほかに、議事に参与できない委員がいらっしゃるいましたら、この場で申出をお願いいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

【該当なし】

議 長 関係する委員はいらっしゃらないようですので、次に進みます。事務局より、議案の訂正等に関する報告をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 事務局の松橋です。よろしくお願いいたします。初めに、本日の資料についてご説明します。別紙、総会資料一覧（確認用）をご覧ください。本日配布した資料、また事務局から事前に送付し、ご持参いただいている資料は、一覧表のとおりですので、ご確認をお願いします。このうち別冊 2 につきましては、別冊 2 の冊子を事前に送付していますが、本日、別冊 2 の別添を配布させていただいております。資料等に不足がございましたら、お申出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の総会議案の訂正についてご案内いたします。配布してあります議案訂正票をご覧ください。まず、議案書の 2 ページですが、議案第 41 号、5 条許可申請の番号 2、こちらが取下げとなっておりますので、削除をお願いいたします。続いて、中間管理事業の貸借の関係で 2 か所訂正がございます。こちらは議案の取下げによるものですが、その都合で、まず 3 ページの表の右上の合計です。こちらが訂正票にあるとおり訂正となっております。議案の方の削除ですが、こちら 12 ページになります。12 ページの番号 567、こちら 1 件が取下げとなっておりますので、訂正をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議事に入ります。本日は、法人農家創設について聞き取り調査を行います。まずは、事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 農家創設につきましては、地区調査会にて聞き取り調査を行っておりますが、このうち法人につきましては、比較的経営規模が大きく、将来の耕作地が地区調査会をまたいで広域になることが想定されることから、地区調査会に加え、総会にもご出席いただ

き、聞き取り調査を行っております。

本日は、議案第 44 号の中間管理事業による農地の借受けて、2つの法人にお越しいただいております。別冊 1 の株式会社●●さんと、別冊 2 の株式会社●●さんでございます。聞き取り調査でございますが、まず地区調査会での調査結果につきまして、地区調査会長から報告を頂きます。その後、法人の担当者に入室いただき、営農方針などについてご説明を頂きます。説明の後、委員の皆さまとの質疑が終わりましたら、ご退席いただくという流れでございます。初めに、株式会社●●、次に株式会社●●の順番で行ってまいります。説明は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、このことについてご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。ないようですので、まず株式会社●●さんについて、北部地区調査会長から、調査結果の説明をお願いいたします。

清水地区調査会長 北部地区調査会、清水でございます。よろしくお願いいたします。●●さんは、●●さんの関係会社でありまして、長野市広田に本社を置かれまして、事業所を松岡に置きまして、障害のある方の働くを応援するということで設立され、事業を展開しております。従業員が今まで契約していた土地を権利移譲する案件であります。地区調査会に来ていただきまして、聞き取り等を行いました。特に問題はございませんで、やる気も十分にありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、株式会社●●さんに入室していただけるようお願いします。

【法人担当者入室】

法 人 担 当 者 失礼いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労さまです。どうぞお座りください。本日は大変お忙しいところをお越しいただきまして、誠にありがとうございます。私は、長野市農業委員会の会長の曾根と申します。株式会社●●さんにおかれましては、これから中間管理事業により農地を借り受ける予定のところですが、中間管理事業の手続の中で、農業委員会が農地を借り受ける資格要件について意見を決定するように定められています。

本日は、●●さんの営農計画をお聞きした上で、今回借り受ける農地を効率的に耕作されるかどうか判断したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、●●さん、自己紹介をいただいた後で、営農計画書の内容につきまして、説明をお願いいたします。

法 人 担 当 者 よろしくお願いいたします。私、株式会社●●、就労継続支援 B 型事業所●●で管理者をしております、●●と申します。

法人担当者 私、●●の取締役、●●と申します。よろしくお願いいたします。

法人担当者 農業を始める理由、その他についてご説明させていただきたいと思います。1ページを見ていただきながら、ご説明させていただければと思います。

当事業所ですが、障害のある方、知的、精神、身体に障害のある方の働くというところを応援している事業所で、働く場を提供しております。主には、一般の企業でまだ働くところまでいかない方、もしくは働けなくなってしまった方がお仕事をしているところなんですけれども、今のところ多品目の野菜の栽培をしたり、●●さんの唐辛子、1,000株ほどなんです、契約栽培をしています。その他アパートの清掃とか除草とか、そんなお仕事をしながら、障害のある方のお給料、障害のある方については工賃と言われるんですが、そんなものをお支払いしている事業所です。

全国的には、1か月の工賃は大体1万7、8千円です。当事業所は4万円後半をお支払いできているんですけれども、少しでもこの工賃というところを上げていきたいという思いがあり、今回、営農計画書に記載されているヘーゼルナッツ、あとは●●さんの方でぶどう山しょうというところを栽培し、ヘーゼルナッツについては株式会社●●さま、ぶどう山しょうについては●●さんに全て買い取っていただけるというところを前提に、営農計画を立てております。こちらの方で栽培し、買い取っていただいたお金については、全て障害のある方のお給料、工賃に回す形になっております。

今、ヘーゼルナッツについては100本弱定植をし、少し枯れてしまった部分もあるんですけれども、現在86本ほど元気に育てております。ぶどう山しょうについても、●●さんから今のところ5株ほど譲り受けて、植え始めているという状況でございます。大まかにご説明させていただいたんですが、そんな目的を持って取り組みたいと思っております。以上です。

議長 ただ今、●●さんから、営農計画について説明を頂きました。委員の皆さまからご質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。

中澤委員長 質問です。

中澤委員長 どうぞ。

中澤委員長 素晴らしい内容だなと思いました。先ほど説明の中に、収益は全て利用者の皆さんの工賃へということで、本当にそれは良いことだと思うんですけれども、事業所としての運営、経営面で大丈夫なんでしょうか。

法人担当者 そちらの方は、障害福祉サービスについて、利用された方1人に付き1日当たりいくらかという報酬をいただけることになっております。なので、たくさんの方が元気に通っていただければ、その報酬が職員の給与であったり、事業所を維持するための費用になるという形になります。

今ご質問があったところで、当事業所では26名の障害のある方が登録をし、利用されています。毎日、大体20人ぐらいの方が元気にお仕事に来られているんですけども、こういった収益は全て障害のある方に還元します。私たちの給料、事業所を維持する費用については、利用される方が元気に通っていただくことで、国の方から、国保連というところなんですけれども、そこから報酬としていただくという形になります。

中澤委員長 分かりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにいかがでしょうか。

北村会長代理 数点お聞きしたいと思います。基本的なことで申し訳ないんですけども、●●さんですかね、令和5年に創業されていますけれども、農業は今回初めてということで、他の事業はもう既にやられているということでよろしいでしょうか。

法人担当者 農業については、今3年、これで4年目になるんですが、●●さんの唐辛子の契約栽培を、1,000株ほど4年続けております。そのほかに一般的な夏野菜であったり、じゃがいも、長ねぎと、そんなものを当初から栽培しております。

北村会長代理 よくパンとか売られていますけれども、そういうものは。

法人担当者 そういうものはしておりません。

北村会長代理 そうですか、分かりました。2点目なんですけれども、営農方針の1行目ですね。一番上に職員1名と書かれているんですが、2の営農方針ですね。この四角の一番上の右端に、利用者5名、職員1名とあるんですけども、今度7番の方に行くと、役員・正規社員ということで4名書かれているんですが、この1名との関係はどういうことでしょうか。

法人担当者 1ユニットと言いまして、実は事業所に職員は私を含めて8名配置されているんですが、1つの作業場所に職員1名に付き利用者さんが5名という、1ユニットで動くような形になっているんです。この4名の職員は、私を含めないと3名なんですけれども、その職員が、例えば利用者さん5名と一緒に畑に行くイメージです。それが毎回、人が変わることがあるというイメージで捉えていただけるとありがたいです。

北村会長代理 はい、分かりました。ありがとうございました。最後にですね、6番の農業機械なんですけれども、軽トラはもうあってですね、あと草刈機と刈払機ですか、これは調達するという事になって

いるんですが、消毒は必要になると思うんですけれども、それについては SS とか、まあ木になればそうなるんですが、どのようなお考えでしょうか。

法人担当者 今のところ、苗自体は腰から人の肩ぐらいの高さなんです。今、10 リットルの背負い式の消毒のタンクを2つ用意して使っているんですけれども、それで間に合ううちは、それで対応したいと思っています。人の背を超え、倍ぐらいの高さになってきたときは、それではなかなか難しいと思うので、その時点で消毒の動力の付いたものを用意していきたいと思っております。

北村会長代理 分かりました、ありがとうございます。
議長 長 ほかによろしいでしょうか。では、ないようですので、これで終了といたします。本日は大変お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。では、ご退席ください。どうもありがとうございます。

法人担当者 ありがとうございます。

【法人担当者退室】

議長 長 続きまして、株式会社●●の聞き取りを行います。まず株式会社●●について、東部地区調査会長から、調査結果の説明をお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。株式会社●●は、農家創設を申請しています。●●さんですが、農業経験は8年になります。現在、ぶどう1町歩、プルーン、水稻、大豆をやっています。ぶどうは拡大意向がありまして、計画書では2年後までに50アール拡大するという計画になっているんですけれども、所有権移転の話の折り合いが一部つかず、30アールの畑を借りて、来年棚を建てて、再来年苗を植えるということです。ぶどうの忙しい摘粒の時期は、10名ほどのお手伝いさんに来てもらっているそうです。野菜もやっていて、個人店に卸している関係から、人手を紹介してもらったりして、自営業の方、フリーランスの方など、2、3年前から手伝ってもらっているそうです。また、機械に関しては、加工の乾燥機や冷凍ストッカーなどをお持ちで、営農の幅も広がっています。

農業は作って販売するだけでなく、農業から派生する物事を計画し、そういう収入の取組も行っていきたいとのこと。この内容については、本人から説明があると思います。大変意欲的な方ですので、頑張ってもらいたいと、調査会では締めくくりました。よろしくお願いいたします。

議長 長 ありがとうございます。それでは、株式会社●●に入室していただきます。よろしくお願いいたします。

【法人担当者入室】

法人担当者 よろしくお願ひします。

長 ご苦労さまです。お忙しい中、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。私は、長野市農業委員会の会長の曽根と申します。株式会社●●さんにおかれましては、これから中間管理事業により農地を借り受ける予定のところですが、中間管理事業の手續の中で、農業委員会が農地を借り受ける方の資格要件について、意見決定をするように定められています。

本日は、●●さんの営農計画をお聞きした上で、今回借り受ける農地を効率的に耕作されるかどうかを判断していきたいと思えます。それでは、●●さんに自己紹介を頂き、あと営農計画の内容につきまして、説明をお願いいたします。

法人担当者 ありがとうございます。よろしく願いいたします。株式会社●●代表取締役の●●と申します。よろしく願いいたします。では、営農計画書に沿ってご説明をさせていただきます。

私、若穂綿内で農業をやらせていただいております。年は45歳になりました。農業は、以前会社員で勤めてまして、約8年前に会社を退職して、個人で約7年、今年8年目になります。この8年目に際して、農業を始めた理由というか、法人にした理由になるんですが、今後更に規模の拡大と安定した経営、また人材確保、資金調達、諸々含めて、先を見据えてやっていきたいなというところで、この4月に法人化をさせていただきました。また、今45歳ですが、今後年を取っていくにつれて、自分自身が農業ができる体力的なことも含めて、次につなげていくためには、人材の確保であったりとか、それが農業の担い手不足であったりとか、耕作放棄地の解消につながっていけばいいなと。今までは個人だけで、自分ができなくなったら終わりでもいいかなとは思ってはいたんですが、ここまでやらせていただいている以上、次につなげていかなきゃいけないなという思いで、今回4月に法人化をさせていただいたという形になります。

また、2番の営農方針についてなんですが、ぶどう栽培を経営の基盤として、収益の柱としていきながら、新たな販路の開拓であったりとか、また農業にまつわる体験、また技術というところ、ことを売るということを今後取り組んでやっていきたいなと思っています。物を売るだけではなくて、実際、今お米も約2町歩やっているんですが、全てはぜ掛けで行っております。そのはぜ掛けもですね、やってみたいという方が非常に多いです。そういった方たちにお声掛けをして、お子さま連れで来ていただいたりとか、そういったところで労働力も無料で得ているというところであったりとか、以前は逆に、その体験、はぜ掛け体験ということで、お金をいただいて参加していただいたこともありました。今現在は無料で、そういったことを子どもにも体験させたいとい

う方たちだったりとか、私は今、若穂で●●という中学校、●●選手が出た中学校の硬式野球のコーチをやっているんですけど、その子どもたちに、はぜ掛けをやってもらいました。そしたら、やっぱり親からですね、ぜひ来年もやらせてくれ、やらせてほしいというお声をかなり頂きまして、また今年は実は田植えからやらせているんですけど、手で全部やらせているんですけど、そういったところでかなり親の方のニーズが高まっているなというふうに思っていますので、そういったことも事業の柱となるように考えてやっていきたいなと思っています。

3番の営農技術の習得方法ということになりますが、これは本当にありきたりになりますが、PDCA サイクルを繰り返して、1年1年、なかなか天候も毎年毎年違ったりするところがありますので、1年1年そういったところを見て、蓄積して技術を習得していききたいなと思っています。

また、農産物の販売方法というところで、実際、今オンラインストア、EC サイトを持っております。また JA 出荷とありますが、この辺りももう少し販売を強化していきたいなと。SNS、今も活用しているのですが、もう少し違うやり方等々を検討しながら、個人への販路を広げていきたいなと考えております。

4の将来の計画、方向性ということなのですが、シャインマスカットとここに書いておりますが、50 アール拡大となっております。ただ、ちょっと農地の売買の方で、その交渉がうまくいかなくて、50 アールと書いたのですが、約 30 アールに減る見込みとなっております。今後、そういったぶどうを柱に、規模を拡大していきたいと思っています。また、先ほど申し上げたとおり、体験型事業にも取り組んで強い経営体となるような、物を作って売るだけじゃないところで収益の柱をまた作っていききたいなと思っています。

2 ページ目の農業労働力というところですよ。すみません、私と妻が代表取締役で名前が載っておりますが、生産管理というところは全て私が行っております。妻の方が SNS であったりとか、広報、また外部との折衝というところで、そっちの方を妻が担当するに当たって、代表取締役となっております。ここに常時雇用、また臨時雇用というところで、人数はちょっとすみません未記載なんですけど、実際のぶどうのところで、今の時代、フリーランスの方たちが非常に多くいらっしゃいます。また、個人事業で活躍されている方とのつながりがかなりありまして、そういった方たちに今年声を掛けさせていただいて、副業という形で、ぶどうの摘粒の時ですね、この6月から7月にかけて、来ていただける人数で約 10 から 15 人、延べで約 50 から 100 人ぐらい、摘粒の方

に入っていております。今、ぶどうの成園になっている面積が、約2反3畝ほどになりますが、それに対しては、インスタグラムというところでもアルバイトの募集を書いたりですね、そういったところで賄って乗り切っております。常時雇用のパートさん等はおりませんが、常時やってもらっているのは、私の母と妻の父に、毎日、様子を見ながらなんですけど、常に農作業をやってもらっているという形になります。こんなところになります。

議 長 ありがとうございます。ただ今、●●さんから営農計画について説明を頂きましたが、委員の皆さまからご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。どうですか。

北 村 会 長 代 理 よろしいですか。2、3お聞きしたいというふうに思います。営農計画書で理解が難しかったのが、労働力のところなんですね。今お話を聞いたように、常時雇用ということで、基本的にはお二人プラス、お父さん、お母さんの4人ということでやられているということですね。そして、この作付けのやつを見ると、水稻と大豆ですが、これは相当機械化でやられているということですね。

法 人 担 当 者 いや、水稻、どこまでの機械化になるかなんですけど、無農薬でやっておりまして、除草機を買ってやっているぐらいですね。バインダーで刈ってはぜ掛け。

北 村 会 長 代 理 今のお話だとフリーランスの方にお手伝いということで、ぶどうを中心にしてそこは乗り切っていると。その他のところは4人で基本的には回しているというような理解でよろしいんですか。

法 人 担 当 者 はい。大丈夫です。すみません補足です。来年4月にちょっと1人社員としての採用を今検討しておりまして、それを今からちょっと進めていきたいなと思っております。

北 村 会 長 代 理 ちょっと耕作面積を調べてみると相当大きくやってらっしゃって、ちょっとこのところなんですね、理解が難しかったということなので分かりました。

もう1点、先ほどの体験型事業、これも非常に素晴らしいことだと思うんですけど、収益の柱、もう1本の柱ということなんですけど、それは将来的なということですね。言ってみれば、もう食育ですからね。ボランティアでやっているというようなところも、恐らくあると思うんですけど、将来的にはそれが事業にということですね。そんなことでよろしいですか。

法 人 担 当 者 今ちょっと、東京の●●さんという幼児教育をやっている会社さんがありまして、関東圏の方たちというのは、なかなか自然と触れ合える機会がないので、来てもらって、どっちかという、体験事業をそこで収益を得るということよりは、そこに来ていた

だいて、うちの農業を知っていただいて、それで親の方たちに買
っていただくという流れができればいいなというふうに思っ
ています。

北村会長代理 素晴らしいことですね。分かりました。2点は個別課題なん
ですが、1点だけお聞きしたいんですが、●●さんはご自身でも
農地を耕作しているということですね。そして今回、この2ペ
ージの右上にある今回の面積ですね、19,000 m²あるんですが、
これは新たに借りるものと、それから●●さんから耕作者変更に
するものと、二つで成り立っているという考え方でよろしいです
よね。自分の個人経営から会社の方に移すものと、それから新た
に会社として契約をするものと、二つで 19,000 m²が成り立っ
ているということだと理解したんですけども。

法人担当者 今、この農地に関しては、全部私個人で利用権を結ばせてもら
っているんで、この農地を今度、私から会社の方に貸すという形
で、中間管理事業に入ってもらって、私には 10 アールだけ残し
て、あとは会社の方という利用権を結ぶというふうに、今進めよ
うと思っております。

北村会長代理 ちょっと情報で聞いた話では、本人まだあと2町歩ほど持って
いて、今度会社が2町歩あったのというふうにちょっと聞いた
んです。そうじゃなくて、一応基本的にはほぼ全量、会社の方に
移管するということで。

法人担当者 これから移管するという形です。開発公社さんに入っていた
いて、利用権設定を進めようと思っております。

北村会長代理 なるほど。ちょっと役員の中で話があったのは、個人経営と会
社の経営が同居するようなことになるとなかなか難しいので、こ
の切り分けだけはきちっとやってもらえると。

法人担当者 個人の方はなくなります。

北村会長代理 分かりました。ありがとうございます。

議長 長 ちょっと1点、私の方からお聞きしたいんですが、農業機械の
関係も、個人の●●さんから会社の方に譲渡という形になったと
いうことですか。

法人担当者 そうです。税理士さんにも入っていただいて、減価償却の関係、
また賃貸、貸し借りというところの契約を結んで、譲渡という形
で会社の方に。

議長 長 結局、減価償却も引き継ぐということですね。

法人担当者 そうです。

議長 長 それともう1点ね、役員報酬はどのように設定されていま
すか。法人でやりますので、そうすると今度、役員報酬を取ります
よね。そうすると、厚生年金と社会保険がかかりますよね。そこ
ら辺は、奥さんも含めて2人がかかるということですか。

法人担当者　そうですね。ちょっと役員報酬をうまく設定させていただいて、一応、私の扶養に妻も入れています。厚生年金、健康保険の方の手续として今やっております。実際に厚生年金に加入しております。

議　　長　　切り分けのところで、最初からここに入っていないと、遡って徴収されちゃうから。

法人担当者　4月1日から、そのようになるように手続もやっております。
議　　長　　ほかにいかがですか。

清水地区調査会長　大変初歩的な質問ですが、●●という意味を教えてくださいです。

法人担当者　ありがとうございます。農業の農というところと、農業の業が●●とも読めるので、その頭文字を取って、●●という名前にさせていただいています。●●というのが英語ではストップとか、否定的なイメージ、止めるという意味があります。それが、先ほどありました日本の今の担い手不足とか、耕作放棄地が増えている、そういった問題に対してストップをかけるという意味です。この●●というのは、行くとか進むというイメージで、次に向かって、そういったことを解決するために、私たち若い世代が前に進んでいかなきゃいけないという思いで、この●●という名前にさせていただきました。

清水地区調査会長　ありがとうございます。

議　　長　　よろしいでしょうか。では、ないようですので、以上で終了といたします。本日は大変お忙しい中、お越しいたきまして、ありがとうございます。では、ご退席をお願いします。ありがとうございました。

法人担当者　ありがとうございます。

【法人担当者退室】

議　　長　　ただ今の法人の案件につきましては、議案第 44 号で審査を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ってまいります。議案第 39 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松橋主幹兼事務局長補佐　議案書1ページ、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。農地法第3条は、農地の所有権移転や権利設定をする際に必要となる許可申請で、農業委員会が許可を決定するものです。

今回の案件は、1番から13番までの13件です。農家創設は7番の1件でございます。いずれも農地法第3条第2項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

議　　長　　それでは、検討結果に基づく意見の報告を農家創設も含めてお

願いたします。初めに、北部地区調査会長より、1番から7番について願いたします。

清水地区調査会長 北部の清水です。1番でございますが、以前から草刈り等を●●さんがやっております、今回、無償で譲るということでありまして、特に問題ありません。

それから2番であります、●●さんは協力員でもあって、譲渡人は県外にありまして、今回、無償で引き受けるということでありまして、特に問題ございません。

それから3番から6番まで一斉に説明しますが、譲渡人の●●さんが高齢でありまして、今回、全部処分したいということで、近隣等で作っていらっしゃる方々に無償譲渡という格好になります。3番から6番まで、特に問題ございません。

それから7番であります、農家創設でありまして、●●さんにお越しいただきまして、聞き取り調査を行いました。神奈川県に住んでおります●●さんの土地と、●●さんの土地であります、●●さんの妹さんが●●さんでありまして、●●さんが県外にいますので、このたび譲りたいということで、お兄さんが譲るならば、私の方の土地も一緒に買ってほしいということになります。●●さんは、その2つが隣接しておりますので、2つを譲り受けるということございまして、本人はやる気も十分であります。なおかつ、ヘーゼルナッツということで、そのそばにやはりヘーゼルナッツをやる方もいらっしゃいまして、そんなこともありまして、特に問題はございません。以上であります。

議 長 続いて、西部地区調査会長から、8番について願いたします。

松本地区調査会長 8番についてですが、移住者が購入する住宅に付随する農地の所有権移転となります。現在は若干荒れておりますが、手を入れれば農地として利用は可能であり、周辺農地への影響もなく、許可要件を満たしているため、許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。続きまして、中部地区調査会長より、9番について願いたします。

山本地区調査会長 中部地区の山本でございます。それでは、9番の説明をいたします。譲渡人から譲受人に有償で農地の所有権を移転する案件となります。譲渡人は東京に居住しており、住宅及び農地を処分したいということで、司法書士に委任して処分を進めておりました。その中で、今回農地を譲り受ける方が司法書士の知り合いということで、また土地家屋調査士をしているということで、譲渡人の財産を処分するということになりました。申請地では、これからお茶を栽培する予定であります。調査会にて審議を行った結果、問題なしと、許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、南部地区調査会長さんから、10番、11番について願

いします。

柵津地区調査会長 10 番につきましては、無償の所有権移転になります。申請地は譲受人の耕作地の近くにありまして、譲渡人との話合いの中で、所有権移転をするということになりました。作るものはりんごということです。

11 番、これは有償の所有権移転になります。譲渡人は、現在千曲に住んでいます。実家は篠ノ井塩崎にあり、譲受人は昔からの知り合いであります。このたび、双方の話合いの結果、所有権移転をするものとなりました。作付けするものはぶどうとなっております。いずれも許可要件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長さんより、12 番、13 番についてお願いいたします。

池田地区調査会長 東部の池田です。12 番は、豊栄地区内の農地を買い取り、ぶどうを作るとのことです。

13 番は、地主さんが横浜に住んでいるため、管理ができない状態です。この畑は譲受人の自宅裏にあるため、以前から●●さんの家族がお借りして耕作していたこともあり、今回、所有権移転になったということです。いずれも調査会では、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 39 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 39 号は、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第 40 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 議案書 1 ページ、議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。農地法第 4 条は、農地を転用する際に必要となる許可申請で、所有権移転や権利設定を伴わないものになります。県知事の許可が必要で、農業委員会では意見書を付して申請書を県に送付しています。

今回の案件は 2 件で、1 番は庭と駐輪場、2 番は農業用倉庫、農機具・農業用車両置場を建築する案件でございます。いずれも農地法第 4 条第 6 項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。

初めに、中部地区調査会長さんから、1 番についてお願いいたします。

山本地区調査会長 それでは、1 番のご説明をいたします。1 番につきましては、庭と駐輪場の追認の案件となります。申請者は、平成 21 年に、今回の申請地の隣接地の宅地と一体的に庭及び駐輪場を設置して使用してきました。申請地及び隣接地の宅地は申請者の父親の所有でしたが、その父親が死亡し、相続の段階になり申請地の違反状態が判明した次第であります。現地を確認したところ、申請地周辺は申請者所有の農地で、土砂等の流出のおそれもなく、周辺の農業に支障がないことから、調査会にて審議を行った結果、問題なしとし、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、2 番についてお願いします。
池田地区調査会長 東部の池田です。申請者の●●さんは、4 町歩ほどの耕作をしているため、作業場が手狭な状態になっています。そこで、大きな倉庫を造り、冷蔵庫も設置し、たくさんある機械を収納したいということで、今回申請に至りました。調査会では、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 40 号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 40 号は、許可相当と決定させていただきました。

続きまして、議案第 41 号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

松 橋 主 幹 兼 議案書 2 ページ、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可
事務局 長 補 佐 申請について、ご説明いたします。農地法第 5 条は、農地の転用に際し、所有権移転や権利設定を伴う場合に必要となる許可申請です。県知事の許可が必要で、農業委員会では意見書を付して、申請書を県に送付しています。

今回の案件は 3 件でございます。1 番は、資材置場、駐車場などとして一時転用する案件、3 番は貸駐車場、4 番は駐車場として転用する案件になります。いずれも農地法第 5 条第 2 項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しております。

なお、先月総会で許可相当とした 5 条の 6 件は、全て許可になりましたことを報告いたします。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。

- 初めに、北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。
- 清水地区調査会長 北部の清水です。1 番の案件であります、一時転用案件でございまして、長野市の河川改修工事において、資材等を置く十分なスペースがないため、借りて一時転用をしたいということでございます。問題ございませんので、許可相当と判断いたしました。
- 議 長 続いて、西部地区調査会長から、3 番についてお願いいたします。
- 松本地区調査会長 西部地区調査会の松本です。3 番につきましては、追認の案件となります。該当地は、現所有者が財産処分を検討する際に、以前から貸駐車場として無断転用をしていたことが発覚したものととなります。また、申請地以外にも同様の無断転用貸駐車場が1 件あったため、今回の申請地に貸駐車場を集約し、今回の申請地以外の貸駐車場は農地に戻す予定となっております。駐車場周辺には緩衝帯を設ける配置となっており、周辺農地への影響はないと判断できることから、許可相当と判断しました。以上です。
- 議 長 続いて、中部地区調査会長から、4 番についてお願いいたします。
- 山本地区調査会長 中部の山本です。4 番につきましては、駐車場を設置する案件となります。譲受人は、今回の申請地の隣接地で事業を営んでおり、大型トラックの駐車場が不足し、現在は離れた土地を借りてトラックを駐車しています。不便であることから、今回の申請に至りました。現地を確認したところ、申請地周辺には農地の広がりがなく、周辺の営農に支障がないことから、調査会にて審議を行った結果、問題なしとし、許可相当と判断しました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 41 号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 41 号は、許可相当と決定させていただきました。
- 続きまして、議案第 42 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 松 橋 主 幹 兼 議案書 2 ページ、議案第 42 号 相続税の納税猶予に関する適格
事務局 長 補 佐 者証明について、ご説明いたします。相続税の納税猶予は、農地を相続した人が、相続税の納税により営農できなくなることを防ぐため設けられている制度でございます。適格者証明は、相続人が税務署に納税猶予の申告をする際の添付書類であり、相続人が当該農地を継続して耕作することが確実であると認められるこ

とを、農業委員会が証明するものになります。

本件の相続人につきましては、適格者の要件を満たしているものと判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、西部地区調査会長から、検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。

松本地区調査会長 西部地区調査会の松本です。1 番につきましては、相続人がしっかりとりんご、梅、あんず等の果樹を栽培しており、今後の営農にも問題ないと判断できるため、適格相当と判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 42 号について、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 42 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 43 号を議題といたします。長野県農業開発公社より説明をお願いいたします。

農 業 開 発 公 社 長野県農業開発公社長野事業所の町田と申します。議案書 2 ページ、議案第 43 号について、ご説明させていただきます。本件は、長野県農業開発公社が行います農地売買等事業による所有権移転の案件でございます。本事業は、譲渡人から県公社、県公社から譲受人へと所有権移転登記が 2 回発生しますが、農業委員会からの要請を 1 回で行っていただくことで、事務手続の短縮を図っているものでございます。

今回の議案につきましては、番号 1 番の 1 件でございます。中条の 2 筆を●●さんがぶどうを栽培する予定で譲り受けるものでございます。なお、委員の皆さまにご確認いただく事項は、農地法第 3 条の許可要件と同じ内容でございます。説明は以上でございます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、西部地区調査会長から、検討結果について意見の報告をお願いいたします。

松本地区調査会長 1 番につきましては、譲受人は 40 年以上ぶどうを栽培している中条地区におけるぶどう栽培の先駆者でありまして、忙しい時は長男も手伝いに来るということでした。周辺も譲受人の所有農地であり、調査会としては問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 43 号について、原案のとおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 43 号は、原案のとおり要請することに決定いたしました。

続きまして、議案第 44 号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 長野市農業政策課の洞野です。議案書の 3 ページをご覧ください。私から、議案第 44 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について、ご説明いたします。まず、(1)機構集積・機構配分一括方式ですが、農地中間管理機構による農地の借受けと貸付けを一括で行うという計画になります。こちらは、1 番から 13 ページの 585 番まで、合計 955 筆について借受けと貸付けを行うものです。今回は、来年 1 月からの更新案件を含みますため、件数が大変多くなっております。

続いて、13 ページ、(2)機構配分（耕作者変更）ですが、既に中間管理機構が借り受けている農地を、新たな耕作者へ貸付先を変更する計画になります。こちらは、1 番から 19 番まで、合計 36 筆について貸付けを行うものでございます。

最後に、(3)の機構集積は、松代町豊栄・欠地区の機構関連農地整備事業に伴い、農地中間管理機構が農地を借り受ける計画になります。こちらは、1 番から 16 ページの 77 番まで、合計 219 筆について借受けを行うものになります。

いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に定める農用地利用集積等促進計画の要件に適合しているものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 引き続きまして、私から、(3)の機構集積、松代町豊栄・欠地区事務局 局長 補 佐 の農地整備事業について、説明いたします。お手元にごきます資料 1 をご覧ください。本来ですと、農林部農地整備課の担当者から本日ご説明を申し上げるところですが、本日用務のため、担当者に代わって私から、豊栄・欠地区の農地中間管理機構関連農地整備事業の概要について、ご説明いたします。

まず事業の目的ですが、一団の農地を農地中間管理機構が一括して借り受け、県営事業による基盤整備を行った上で、担い手へ貸し付けることにより、農地の集積、集約化を促進し、競争力のある農業を実現するものになります。本市では、若穂綿内東町地区で同じ手法の農地整備事業が行われており、豊栄・欠地区はそれに続く 2 例目の実施になります。次の特徴ですが、農地中間管理事業による基盤整備には、地権者の費用負担が生じないという

特徴があります。基盤整備の主な事業内容ですが、区画整理と農地の造成を行うものになります。豊栄・欠地区にあつては、高収益作物への転換を目的とするとともに、鳥獣害対策として防除柵の設置が予定されているとのことです。事業実施の主な要件は、15年以上の中間管理による貸借権の設定がされること、担い手への集団化が図られること、収益性の向上が図られることとなっております。なお、担い手への農地の集積については、地域計画との整合が必要になるということでもあります。

資料をお開きいただきまして、左上は農地中間管理事業の仕組みになりますが、こちらは皆さまご存じの内容ですので、説明は省略いたします。その下の事業の流れになりますが、左側のステップ1からステップ3については、基盤整備事業の一般的な流れになります。右側に事業スケジュールとありますが、こちらが豊栄・欠地区の進捗状況、今後のスケジュールとなります。左側のステップ1は、合意形成の段階で、主に地域の関係者により進められるものになります。ステップ2は、計画や調査の段階です。現在の豊栄・欠地区の状況は、事業採択に向けて、県や国の指導・審査を受けているところでございます。右側のスケジュール欄に、農地中間管理機構との貸借契約締結とありますが、今回の議案第44号の(3)は、まさにこれに関する事項ということになります。採択の後は、ステップ3の事業実施に移ります。工事期間は、おおむね6年から7年を見込んでいるとのことです。

資料の右側に移りますが、こちらが整備区域図となっております。まず事業地区の場所ですが、松代の市街地から県道長野真田線を上田方面に進みまして、皆神山の南側に回り込んだ辺りに第1工区があります。その先が第2工区となっています。第1工区につきましては野菜がメイン、第2工区につきましては果樹を想定した整備が行われるということです。説明は以上になります。

議 事 それでは、検討結果に基づく意見の報告を、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、3ページの1番から4ページの84番までと、13ページの1番から5番までをお願いいたします。

清水地区調査会長 農家創設が3番、それから17番、25番の3件です。この3件は、農家創設ということで本人に来ていただきまして、説明をしていただきました。いずれも自然農法、あるいは有機農法をやりたいということで、調査会としましては、近隣に迷惑がかからないようにやってほしいという意見が出ました。本人たちは十分承知してやりますということでもあります。

同じく4ページになりまして、70番、76番、77番が農家創設でございまして、以前、地域おこし協力隊ということで、りんご

の栽培等について頑張っておりまして、今回、地域おこし協力隊の任期が終わりまして、農家創設ということになりました。農地をお借りしてやるということでありまして、本人はやる気も十分でありまして、特に問題ございません。あとは特に問題ございません。84 番まで以上です。

議 長 続いて、西部地区調査会長から、4 ページの 85 番から 6 ページの 175 番までお願いします。

松本地区調査会長 農家創設ですが、皆さん比較的若い方で、30 代から 50 代の方で、皆さんしっかりできるということでしたので、問題ないと判断しました。ほかにつきましても、引き続きやっていただける方なので、問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

議 長 続いて、中部地区調査会長から、6 ページの 176 番から 7 ページの 262 番までと、13 ページの 6 番をお願いいたします。

山本地区調査会長 山本でございます。本件につきましては、いずれも原案のとおり問題ないと判断いたしました。また、農家創設につきましては、185 番でございます。本人から直接話をお聞きし、営農方針について確認を行いました。申請地では桃を栽培する予定です。将来的には農園の規模を拡大し、農業で生計を立てたいというものです。農業については、ベテランの農家に現在教わっており、知り合いもいるということから、特に問題なしと判断しました。以上です。

議 長 続いて、南部地区調査会長から、7 ページの 263 番から 10 ページの 391 番までをお願いいたします。

沓津地区調査会長 本件につきましては、いずれも議案どおり問題ないと判断しています。この中で、議案 10 ページの 388 番の農家創設につきましては、調査会に譲受人の方に来ていただきまして、お話をさせていただきました。非常勤の仕事等もしながら、兼業として信州新町にあるりんごの木が植えられている畑を借りて耕作するという計画で、譲受人は現在、長野市農業研修センターでりんご果樹栽培の研修をしております。今回、本格的に貸借の権利設定をするということで、営農をするものとなりました。土地の所有者は譲受人の妻のご親戚であり、これまでりんご栽培の手伝いをしているところから、内容には全く問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、10 ページの 392 番から 13 ページの 585 番までと、13 ページの 7 番から 19 番まで、それと 13 ページから 16 ページまでの(3)についてお願いいたします。

池田地区調査会長 392 番から 585 番まで東部ですけれども、その中で 466 番から 468 番は、先ほど法人農家創設で説明に来られました株式会社●●の案件です。また、農家創設で、この方は地域おこし協力隊の

隊員で、この8月31日で修了し、9月から独立するため農地を借りるものです。農家創設を含め、原案のとおり異議なしといたしました。

それから、7番から10番、これが耕作者変更のものです。11番から19番までは、先ほどの株式会社●●の耕作者変更のものです。原案のとおり、農家創設を含め異議なしということです。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。(1)、(2)、(3)について、一括して質疑、採決を行ってまいります。質疑、採決に当たり、別紙1に記載のある案件について、関係委員は議事に参与することができません。まず、関係する委員のいない別紙1以外の案件について、質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

清水地区調査会長 ちょっとすみません。先ほど説明を漏らしておりまして、13ページの(2)であります。1番から5番までであります。1番、2番は、先ほど申しあげました農家創設でございます。それから3番から5番までは、先ほど農家創設で来られました株式会社●●さんの件であります。いずれも問題ございませんので、許可相当と思われます。以上です。

松橋主幹兼事務局長補佐 すみません。(3)につきましても、東部地区調査会長から、調査結果の報告をまずいただければと思います。

池田地区調査会長 はい。(3)ですが、豊栄・欠地区ですけれども、1番から77番、原案のとおり異議なしといたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。では、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。別紙1以外の案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成です。ここからは、別紙1に記載のある案件について質疑をいたします。まず、5ページの108番、150番、151番については、●●委員が関係しておりますので、●●委員は退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 では、5ページの108番、150番、151番について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。当案件を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成です。●●委員の入室を許可します。
【●●委員入室】

議 長 次に、8 ページの 281 番、283 番、306 番、307 番は、●●委員
が関係しておりますので、●●委員は退席をお願いいたします。
【●●委員退室】

議 長 では、8 ページの 281 番、283 番、306 番、307 番について、発
言のある方は挙手をお願いいたします。
【質疑なし】

議 長 ないので、採決を行います。当案件を原案のとおり決
定することに、賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】

議 長 全員賛成です。●●委員の入室を許可いたします。
【●●委員入室】

議 長 次に、10 ページの 386 番、387 番は、●●が関係しております
ので、退室をします。その間、議事進行は、農業委員会等に関す
る法律第 5 条第 5 項の規定により、北村会長代理をお願いいたし
ます。
【●●退室】

北村会長代理 それでは、●●の代理といたしまして、議事を進行いたします。
10 ページの 386 番、387 番について、発言のある方は挙手をお願い
いたします。
【質疑なし】

北村会長代理 ないので、採決を行います。当案件を原案のとおり決
定することに、賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】

北村会長代理 全員賛成です。●●の入室を許可いたします。
【●●入室】

議 長 北村会長代理、ありがとうございました。次に、10 ページの 415
番、423 番は、●●委員が関係しておりますので、●●委員は退
席をお願いいたします。
【●●委員退室】

議 長 では、10 ページの 415 番、423 番について、発言のある方は挙
手をお願いいたします。
【質疑なし】

議 長 ないので、採決を行います。当案件を原案のとおり決
定することに、賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】

議 長 全員賛成です。●●委員の入室を許可いたします。
【●●委員入室】

議 長 次に、12 ページの 506 番は、●●委員が関係しておりますの

で、●●委員は退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 12 ページの 506 番について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。当案件を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成です。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 以上、議案第 44 号については、原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 45 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 議案書 17 ページ、議案第 45 号 非農地決定について、ご説明
事務局 長 補 佐 いたします。非農地決定は、利用状況調査で山林、原野と判定された農地のうち、所有者から申請のあったものを、総会で非農地と決定するものでございます。非農地決定をした農地については、農業委員会から通知書を送付しますので、所有者は通知書を添付して、地目変更登記申請をすることになっております。

今回の案件は、1 番から 22 ページの 516 番までの 516 筆、合計面積は約 22 ヘクタールでございます。説明は以上ですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 45 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 45 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 16 号、第 17 号、第 18 号について、事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 議案書 23 ページ、報告第 16 号 農地法第 4 条の規定による届
事務局 長 補 佐 出、報告第 17 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご説明します。市街化区域内の農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会に届出書を提出いただく必要があります。今回の報告は、先月届出のあった 4 条 9 件、5 条 11 件で、事務局長専決で受理したことを報告いたします。

次に、報告第 18 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2

a 未満)の届出について、ご説明いたします。耕作者が自己の所有する農地に、2アール未満の農業用施設を設置する場合は許可不要ですが、農業委員会に届出書を提出いただいております。今回の報告は2件で、事務局長専決で受理したことを報告いたします。説明は以上でございます。

議長 　ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議長 　報告案件ですので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

　予定した議事が終了いたしました。これで私の議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

北村会長代理 　曽根会長、大変ご苦労さまでした。以上で、本日の議事は終了となります。

　次第の8番、その他に移りますが、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

中澤委員 　いよいよ農地パトロールが始まるのですが、確か6月の農業新聞の社説というか主張があったけれど、農地パトロールについて、時期だとかやり方を柔軟にというような主張があったと思うんですが、これだけ猛暑が進んでいる中でね。先ほどの説明で、熊とか猛暑については、各委員で十分留意しろというのは当たり前なんだけれども、例えば実施時期だとか、やり方をもっと工夫するというような、柔軟に考えるという動きが今、国とか長野市の事務局の方ではあるんでしょうか。ちょっとそこを確認したくてお聞きします。

松橋主幹兼事務局長補佐 　かつて国の方でも、農地パトロールが8月に実施ということになっていまして、それを柔軟な方向にという流れになっています。長野市では、だいぶ前から8月から10月の3か月間ということになっています。こちらの時期なんですけど、柔軟に時期をずらすことも選択肢としては考えられるんですけども、この農地パトロールを行った後に、今度、農地の意向調査というのを行わなくてはいけないことになっていまして、それを年度内に済ませないといけないことになっていきます。こちらについては、農業委員会から通知書を発送して、農業者の意向を確認することになっているんですが、そのスケジュールも含めると、やはり調査時期というのは、どうしても終わりが10月頃にならざるを得ない状況になっています。

　また、開始時期につきましても、開始までには図面ですとか調書、あと資材の準備など、相当なものがございます。こちらも準備していくと、やはり安定して調査に入れるのは、毎年8月から

ということになっております。調査時期については、また事務の方法等も考えながら、今後毎年検討してまいりたいと思いますけれども、そのような都合になっておりますことを、まずはご了承くださいたいと思います。よろしくお願いします。

北村会長代理 私からちょっとよろしいですか。私は18期からやっておりますけれども、昔は9月末までで終わっていたような気がするんですよね。それを10月末まで延ばしてもらいましたので、正直なことを言うと、暑い時は避けて10月にやろうというのが、もう一部のところでありまして、そこは昔に比べれば相当柔軟にできるようになったかなというふうに思っております。

中澤委員 昔は8月、9月の2か月で。

北村会長代理 9月末までで締め切りましたね。

中澤委員 となれば、9月、10月とかというふうに思い切って時期をずらしちゃって、ということだって期間的には可能だということですね。

北村会長代理 先ほど事務局の方から説明したように、後の処理がありますから、それはもう1月、2月までに終えなきゃいけないということだと思いますけど。

中澤委員 今、本当にすごいこの猛暑の中で、実際8月にやるとなると、よく言う5時から8時までとか、夕方とかというふうにやらざるを得ないのでね。昼なんて、本当に倒れるような暑さですので、ちょっとその辺は大胆に、ほかの県はどうなっているかとかね、国の方の考えの、この柔軟というのはどういう意味なのかとか、ぜひ研究をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小田切事務局長 いずれにしましても8月から10月という期間がございますので、この中で、地区の皆さんとご相談していただきながら、柔軟に対応していただければと思います。今後、事務の見直し等を進める中で、時期をずらせるか、こちらについては引き続き研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

北村会長代理 よろしいでしょうか。

中澤委員 はい、ありがとうございます。

北村会長代理 そのほかになれば、今後の日程等についての説明を、事務局の方からお願いいたします。

西村事務局長補佐 事務局の西村です。私から連絡事項を申し上げます。お手元にお配りしました総会の次第の下段をご覧ください。次回、第7回総会は、8月31日月曜日の午後1時30分から、第2庁舎10階の会議室203で行いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、次第の裏面をご覧ください。8月の地区調査会及び農家相談会の開催予定と、9月末までの会議日程を記載しましたの

で、よろしくお願いします。連絡は以上でございます。

北 村 会 長 代 理 ありがとうございました。以上で、第6回総会を終了いたします。